



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年9月20日（金） 第10234号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○同	2
○河川愛護会作業方法の告示の廃止（河川課）	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課）	3
公 告	
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧（農村整備課）	4
監査委員公告	
○監査結果の公表	4

■ 告 示

◎群馬県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	前橋赤城線	前橋市上細井町字西冷田1965番の7地先から同市同字同1971番の1地先まで	前	17.0	27.5
			後	17.0～25.5	27.5

◎群馬県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	中野谷富岡線	富岡市上黒岩字機足坂1867番の3地先から同市黒川字上機足1167番の2地先まで	前	6.3～11.3	277.0
			後	7.3～18.2	277.0

◎群馬県告示第235号

河川愛護会作業方法の告示（昭和24年群馬県告示第359号）は、廃止する。

令和6年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第236号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区

域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和6年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

西久方町一丁目4-2地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県桐生市西久方町一丁目及び西久方町二丁目の区域内の土地のうち、次の1点から5点までを順次結んだ線及び1点と5点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯36度25分13秒2103
東経139度20分27秒1588
- 2点 北緯36度25分14秒4226
東経139度20分28秒3539
- 3点 北緯36度25分14秒0520
東経139度20分29秒0750
- 4点 北緯36度25分12秒7858
東経139度20分27秒7922
- 5点 北緯36度25分12秒9389
東経139度20分27秒6590

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県桐生土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第237号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和6年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

1 聴聞の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年10月7日（月）午後2時00分
- (2) 場所 群馬県庁201会議室（20階）

2 聴聞の件名 宅地建物取引業者の業務の停止に係る聴聞

3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者の業務の停止

4 根拠規定 法第65条第2項

5 聴聞の対象者

- (1) 商号又は名称 株式会社L i v
- (2) 代表者氏名 根岸 功貴
- (3) 事務所所在地 群馬県高崎市栄町20番11号藤ビル201
- (4) 免許証番号 群馬県知事（2）第7621号
- (5) 免許年月日 令和6年7月19日
- (6) 有効期間 令和6年7月20日から令和11年7月19日まで

6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁

目1番1号

7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 岡田 啓思

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営赤城大沼用水4期土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年9月20日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年9月24日から同年10月22日まで
- 3 縦覧に供する場所 群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/page/9734.html>) 及び前橋市役所

■ 監査委員公告

◎監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年9月20日

群馬県監査委員	林	章
同	石原	栄一
同	大和	勲
同	川野辺	達也

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和4年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和5年5月31日まで）
令和5年度会計（令和5年4月1日から監査基準日まで）
 - (2) 監査対象機関 県庁等94機関及び地域機関等4機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 2件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 3件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

7 機関別監査結果

(1) 知事戦略部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
秘書課 (令和6年8月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
戦略企画課 (令和6年8月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
メディアプロモーション課 (令和6年8月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
デジタルトランスフォーメーション課 (令和6年8月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
グリーンイノベーション推進課 (令和6年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
交通イノベーション推進課 (令和6年8月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域外交課 (令和6年8月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東京事務所 (令和6年7月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和6年8月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
人事課 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財政課 (令和6年7月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財産有効活用課 (令和6年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
税務課 (令和6年8月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
市町村課 (令和6年8月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
統計課 (令和6年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
危機管理課 (令和6年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

消防保安課 （令和6年8月8日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総務事務管理課 （令和6年8月23日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自治研修センター （令和6年8月5日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
防災航空センター （令和6年9月5日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 地域創生部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
地域創生課 （令和6年7月22日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま暮らし・外国人活躍 推進課 （令和6年7月22日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化振興課 （令和6年7月22日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化財保護課 （令和6年7月22日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興課 （令和6年9月2日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
湯けむり国スポ・全スポぐ んま準備課 （令和6年9月2日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 生活こども部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
生活こども課 （令和6年8月5日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
こども・子育て支援課 （令和6年8月5日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
私学・青少年課 （令和6年8月5日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
児童福祉課 （令和6年8月5日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県民活動支援・広聴課 （令和6年8月5日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消費生活課 （令和6年8月5日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
健康福祉課 (令和6年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
医務課 (令和6年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
感染症・疾病対策課 (令和6年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
健康長寿社会づくり推進課 (令和6年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
薬務課 (令和6年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
国保医療課 (令和6年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品・生活衛生課 (令和6年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域福祉課 (令和6年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
監査指導課 (令和6年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
介護高齢課 (令和6年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
障害政策課 (令和6年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
環境政策課 (令和6年8月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
環境保全課 (令和6年8月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
廃棄物・リサイクル課 (令和6年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然環境課 (令和6年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林政課 (令和6年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林業振興課 (令和6年8月28日)	(指摘事項) ぐんまの「木育」推進事業補助金交付要綱第3の規定及び別表により、補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるところにより、需用費及び備品購入費とされている。 当該機関は、交付申請のあった当該補助金2件について、補助金の交付

	対象とならない経費に対して、それぞれ100,000円を交付していた。
森林保全課 (令和6年8月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農政課 (令和6年8月26日)	(注意事項) 地方公共団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。 当該機関は、予定価格1,012,176円(税込)の焼却炉ダイオキシン類測定委託契約について、令和5年8月30日付で随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。
農業構造政策課 (令和6年8月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
米麦畜産課 (令和6年8月7日)	(注意事項) 酪農経営緊急対策支援事業(粗飼料価格高騰対策支援)補助金交付要綱第6の規定により、事業の着手は交付の決定に基づき行うものとされているが、交付決定前着手届を提出した後で交付決定前に着手することができる。とされている。 当該機関は、交付した当該補助金について、交付決定前着手届が提出されていなかったが、交付決定前に執行した経費を補助対象経費に含めて額の確定を行ったため、62,250円が過大交付となっていた。
野菜花き課 (令和6年8月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
蚕糸特産課 (令和6年8月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんまブランド推進課 (令和6年8月7日)	(指摘事項) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条において、補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならないとされている。 当該機関は、デジタル田園都市国家構想交付金により実施した事業について、実績報告額の算出にあたり対象となる他機関の事業費を合算しなかったため、国庫金3,410,124円の歳入不足が生じた。
農村整備課 (令和6年8月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
産業政策課 (令和6年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

未来投資・デジタル産業課 (令和6年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域企業支援課 (令和6年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
労働政策課 (令和6年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
観光魅力創出課 (令和6年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
eスポーツ・クリエイティブ 推進課 (令和6年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監理課 (令和6年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建設企画課 (令和6年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
契約検査課 (令和6年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路管理課 (令和6年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路整備課 (令和6年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
河川課 (令和6年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
砂防課 (令和6年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
都市計画課 (令和6年9月2日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県県土整備部が行う工事及び業務委託では、労務単価の運用に係る特例措置に従い、令和5年3月1日以降に契約を締結した工事及び業務委託のうち、旧労務単価・旧技術者単価を適用して予定価格を算出した工事及び業務委託は、当初契約後速やかに契約時点の単価等により算出した請負代金額・業務委託料に契約変更を行うこととされている。</p> <p>当該機関は、令和5年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した一般交通量調査報告書作成業務において、契約時点の単価等により算出した業務委託料に契約変更を行っていなかったため、業務委託料が180,000円の過小積算となっていた。</p> <p>また、当該契約の履行期限は令和5年3月31日であるが、同月24日付けで同年4月1日から当分の間における業務の一時中止を決定したにもかかわらず、同年6月30日まで履行期限延長のための契約変更を行っていなかった。</p>
都市整備課 (令和6年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

下水環境課 (令和6年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建築課 (令和6年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
住宅政策課 (令和6年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水道総合事務所 (令和6年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 会計局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
会計管理課 (令和6年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和6年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
経営戦略課 (令和6年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発電課 (令和6年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地課 (令和6年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水道課 (令和6年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
経営戦略課 (令和6年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 議会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
議会事務局 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(14) 人事委員会事務局

監査対象機関	監査の結果

(監査年月日)	
人事委員会事務局 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(15)選挙管理委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
選挙管理委員会 (令和6年8月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(16)監査委員事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監査委員事務局 (令和6年8月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(17)労働委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
労働委員会事務局 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(18)教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
管理課 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
福利課 (令和6年8月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
学校人事課 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
義務教育課 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高校教育課 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
特別支援教育課 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習課 (令和6年8月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
健康体育課 (令和6年9月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(19) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
警察本部 (令和6年8月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。